

検査時に確認する事項（構造耐力・省エネ）等について（新2号建築物）

※ 新2号建築物のうち仕様規定による木造建築物を想定した項目となっておりますので、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の場合は、これに準じて施工関連書類等をご準備ください。

- 当該事項は、基本的に「改正建築基準法2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」に準拠して検査を実施します。
 - ここでいう「新2号建築物」とは、令和7年4月改正により旧4号建築物（または確認不要の建築物）から2号建築物となった「階数が2」または「延べ面積が200㎡超」の建築物を指し、これらについては、完了検査等において、従来省略されていた構造耐力規定等に係る検査も行うこととなります。
 - 検査においては、提出された申請書第四面の「工事監理の状況」及び「省エネ基準工事監理報告書（参考様式を徳島県ホームページに掲載しています。（右記QRコード参照）」を確認した上で、下表の「施工関連書類」の確認、及び「目視」による検査を行うことを基本とします。
- 
- つきましては、検査時には「施工関連書類」をご準備いただくとともに、「自主検査記録」も参照する場合がございますので、併せてご準備ください。なお、中間検査を受ける必要がある建築物については、中間検査時に、施工済みの部分に係る書類をご準備ください。
 - 書類をご準備いただけない場合など、現場で十分な検査が行えない場合は、検査済証（中間検査合格証）を交付することができない場合がありますので、ご注意ください。
また、材料や設備仕様等を工事中に変更すると、計画変更の手続きが必要となりますので、ご注意ください。（軽微な変更に限る）
 - なお、表題のとおり、本資料は構造耐力・省エネに係る内容を例記しているため、その他防火規定等が適用される場合、適宜、品質確認書類や目視できない部分の施工写真等をご準備ください。

項 目	検査事項	準備いただく施工関連書類※1 (原則として提出は不要：現場での提示のみ)	監理者 チェック欄
① 基礎	支持地盤の状況 【令第38条】	・ 品質管理記録等（地盤改良等を行った場合） ・ 施工写真※2	
	鉄筋の品質（形状、径、JIS等） 【法第37条】	・ 品質確認書類※3 （ミルシート（写しで可）又はメタルタグ 等）	
	基礎配筋の設置状況 【令第38条】	・ 施工写真※2 （全景（現場を特定できるもの）、鉄筋間隔、 開口補強、補筋筋と主筋の緊結（フック等）等）	
② コンクリート	コンクリートの品質（JIS等） 【法第37条】	・ 品質確認書類※3 （納品書 等）	
	コンクリート強度の確認（構造計算 による場合）【令第38条第4項】	・ 強度を確認できる書類 （強度試験結果報告書 等）	
③ 土台、柱、梁、 筋かい ※5	防腐・防蟻措置 【令第49条】	・ 措置に応じた確認書類 （薬剤・樹種等の確認資料、施工写真（通気層に よる場合を含む） 等）	
	樹種、規格等（柱小径の算定等で樹 種等を指定した場合）【令第43条】	・ 樹種等を確認できる書類 （納品書 等）	
④ 屋根	瓦屋根、屋根ふき材の留付状況 【令第39条】	・ 品質確認書類（瓦屋根）※3 （納品書 等） ・ 施工写真※2	
⑤ 外皮等	断熱材の仕様、設置状況	・ 材料、設備の仕様が確認できる書類 （納入伝票、納入仕様書※4 等） ・ 施工写真※2 （吹込み工法等で断熱材の撮影が困難な場合を 除く → その場合は自主検査記録等で確認）	
	窓（ガラス）の仕様、設置状況		
	ドア（枠・戸）の仕様、設置状況		
⑥ 冷暖房設備	熱源機器の仕様、設置状況		
⑦ 換気設備	換気設備の仕様、設置状況		
⑧ 照明設備	照明設備の仕様、設置状況		
⑨ 給湯設備	給湯機器の仕様、設置状況		
⑩ 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		

※1 基本的な書類を列挙しており、建築物の特徴や検査状況等により追加書類を求めることがあります。

※2 検査時に目視できない部分について、設計図書どおりの施工が確認できる写真を撮影・整理

※3 指定建築材料としての品質、又は技術基準で定められた品質が確認できる書類

※4 納入伝票は機器種類等が明示された書類、納入仕様書は所要の性能等が明示された書類を指す。

※5 中間検査不要の建築物（2階かつ50㎡以内）については、完了検査時に上記の書類に加えて、構造耐力上主要な軸組または耐力壁（接合金物含む）の施工写真を準備してください。

【各検査は、工事監理が適切にされていることを前提としているため、全数検査ではなく、抽出検査となります。】